

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年10月31日	
【会社名】	都築電気株式会社	
【英訳名】	TSUZUKI DENKI CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日浦 秀樹	
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号	
【電話番号】	03(6833)7777（代表）	
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 石丸 雅彦	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号	
【電話番号】	03(6833)7777（代表）	
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部長 石丸 雅彦	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	338,720,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 都築電気株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号） 都築電気株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	730,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成26年10月31日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	730,000株	338,720,000	
一般募集			
計（総発行株式）	730,000株	338,720,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
464		1,000株	平成26年11月25日		平成26年12月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
都築電気株式会社 本店	東京都港区新橋六丁目19番15号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
338,720,000	-	338,720,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額338,720,000円につきましては、平成26年12月2日以降、運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要（平成26年9月30日現在）**

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成26年9月30日現在）

出資関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は当社株式を169千株（0.65%）所有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当社は当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社から出向者1名を受け入れております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

（従業員持株E S O P信託の内容）

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）といたします。

当社の従業員持株会である「都築電気従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度（日本版E S O P）に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される当社持株会に入会できる会員は、当社の社員であります。

概要

本プランは、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図ることを目的としております。

本プランでは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、本信託の設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、5年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々のお時価で当社持株会に売却します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する従業員（下記「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配します。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」といいます。）について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

(参考) E S O P 信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成26年11月25日
信託の期間	平成26年11月25日～平成31年12月20日
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	338,720,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

当社持株会に売り付ける予定の株式の総数

730,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、信託終了時に当社持株会の会員であった者としてします。

ただし、連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

c 割当予定先の選定理由

当社では、従業員の中長期的な企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しており、その取得手段として従業員持株会制度を導入しております。当社持株会は、参加する当社持株会会員に対して買付奨励金の付与をはじめとしたインセンティブを制度に盛り込んでおり、当該インセンティブ内容については適時見直しを図りつつ、当社持株会の活性化さらには従業員への福利厚生拡充に努めております。

そうした経緯の中で、市場株価の上昇に伴う将来における当社持株会会員への信託収益分配の可能性から、更なる従業員の勤労意欲の向上に繋がること、ひいては中長期的な企業価値向上へ資すること、またそれと同時に保有する自己株式の有効活用策にも繋がること等、本プランの有効性について十分に検討を進めた結果、導入することといたしました。また、当社は、平成23年3月15日より本プランを導入していましたが、それが平成26年12月に終了する見込みであることもあり、今回、再導入することといたしました。

本プランの導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係並びに手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

また、「（従業員持株ESOP信託の内容）概要」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

730,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対しその時々々の時価で売却することになっております。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）は、当該売却する当社株式の売却代金として本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の返済及び金利の支払に充当します。

当該借入金等完済後の当該売却代金の残額は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員（「b 提出者と割当予定先との間の関係」で記載した（従業員持株ESOP信託の内容）「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨並びに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）名義にする旨を、平成26年11月25日付で締結予定の本信託契約、共同受託に関する合意書及び金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、本信託契約及び当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）

借入人：従業員持株ESOP信託受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

保証人：当社

貸付人：三菱UFJ信託銀行株式会社

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、本信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

その他の包括的管理業務については、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下「議決権行使」といいます。）を行うため、本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図（信託財産である本株式の議決権の総数に当社持株会から示された賛成又は反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する）を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の前営業日（平成26年10月30日）の東京証券取引所における当社株式の終値である464円（円未満切捨て）としております。取締役会決議直前のマーケット・プライスであり、合理的であると考えております。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成26年10月1日から平成26年10月30日まで）の終値の平均値である466円（円未満切捨て）に99.57%（ディスカウント率0.43%）を乗じた額であり、直前3か月間（平成26年7月31日から平成26年10月30日まで）の終値の平均値である474円（円未満切捨て）に97.89%（ディスカウント率2.11%）を乗じた額、あるいは同直前6か月間（平成26年5月1日から平成26年10月30日まで）の終値の平均値である481円（円未満切捨て）に96.47%（ディスカウント率3.53%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役（4名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の当社持株会の年間買付実績をもとに、今後5年間の信託期間中に当社持株会が日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し2.84%（小数点第3位を四捨五入、平成26年9月末現在の総議決権個数11,840個に対する割合6.17%）となります。

また、本自己株式の処分により割当られた当社株式は、毎月一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	2,402,235	20.29	2,402,235	19.11
都築電気従業員持株会	港区新橋6丁目19番15号 東京美術倶楽部ビル	1,243,401	10.50	1,243,401	9.89
扶桑電通株式会社	中央区築地5丁目4番18号	766,000	6.47	766,000	6.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	-	-	730,000	5.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	千代田区丸の内2丁目7番1号	591,907	4.99	591,907	4.70
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	千代田区大手町1丁目5番5号 (中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア アオフィスタワーZ棟)	591,802	4.99	591,802	4.70
株式会社三井住友銀行	千代田区丸の内1丁目1番2号	591,215	4.99	591,215	4.70
HTホールディングス株式会社	金沢市小橋町3-4	200,000	1.69	200,000	1.59
丸三証券株式会社	千代田区麴町3丁目3番6号	192,000	1.62	192,000	1.53
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目4番1号 (中央区晴海1丁目8番11号)	189,000	1.60	189,000	1.50
計	-	6,767,560	57.14	7,473,560	59.63

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 当社保有の自己株式13,486,160株(平成26年9月30日現在)は割当後12,756,160株となります。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない11,000株が含まれます。

3 当社保有の自己株式は、上記の他に他人名義所有株式47,000株を所有しております。その名義は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75449口)であり、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」の信託財産として所有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第74期有価証券報告書及び第75期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月31日）現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月31日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第74期有価証券報告書の提出日（平成26年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年10月31日）現在までに、以下の臨時報告書を平成26年6月30日及び平成26年7月7日に関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月30日提出 臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、日浦秀樹、吉井一典、江森勲、戸澤正人、浦川親章、安藤始、向田俊也及び志村一弘を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、前田征信を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
日浦 秀樹	9,178	5	0		可決(99.95%)
吉井 一典	9,178	5	0		可決(99.95%)
江森 勲	9,178	5	0		可決(99.95%)
戸澤 正人	9,178	5	0		可決(99.95%)
浦川 親章	9,178	5	0		可決(99.95%)
安藤 始	9,178	5	0		可決(99.95%)
向田 俊也	9,178	5	0		可決(99.95%)
志村 一弘	9,178	5	0		可決(99.95%)
第2号議案				(注)	
前田 征信	9,178	5	0		可決(99.95%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

(平成26年7月7日提出 臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの：都築電気従業員持株会

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 1,177個

異動後 1,218個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 9.95% (注1)

異動後 10.29% (注2)

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、平成25年12月31日現在の総株主の議決権の数11,834個に基づき、算出しております。

(注2) 総株主等の議決権に対する割合は、平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数11,836個に基づき、算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成26年1月28日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	9,812百万円
発行済株式総数	25,677,894株

3 最近の業績の概要について

平成26年10月31日開催の取締役会において決議された第75期第2四半期連結会計期間（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）及び第75期第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,094	14,186
受取手形及び売掛金	30,407	23,933
たな卸資産	7,618	8,429
繰延税金資産	1,099	1,142
未収還付法人税等	3	6
その他	1,268	1,688
貸倒引当金	10	11
流動資産合計	53,481	49,375
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,636	1,455
減価償却累計額	764	666
建物及び構築物（純額）	871	789
機械装置及び運搬具	10	10
減価償却累計額	9	9
機械装置及び運搬具（純額）	1	0
土地	2,333	2,225
リース資産	1,199	1,255
減価償却累計額	520	622
リース資産（純額）	679	632
建設仮勘定	490	438
その他	788	796
減価償却累計額	690	698
その他（純額）	97	97
有形固定資産合計	4,473	4,184
無形固定資産		
のれん	168	121
リース資産	862	820
その他	872	837
無形固定資産合計	1,903	1,779
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293	4,710
長期貸付金	108	108
繰延税金資産	3,504	3,249
長期預金	900	300
その他	1,530	1,497
貸倒引当金	149	147
投資その他の資産合計	10,188	9,717
固定資産合計	16,566	15,681
資産合計	70,048	65,056

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,080	14,116
短期借入金	7,804	7,932
1年内返済予定の長期借入金	96	96
リース債務	652	647
未払法人税等	1,108	257
賞与引当金	2,253	2,169
受注損失引当金	124	194
その他	3,581	3,986
流動負債合計	34,700	29,401
固定負債		
長期借入金	7,034	6,986
リース債務	1,159	1,129
繰延税金負債	1	1
退職給付に係る負債	8,004	7,738
長期末払金	158	240
その他	5	5
固定負債合計	16,362	16,101
負債合計	51,063	45,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,812	9,812
資本剰余金	4,099	4,098
利益剰余金	15,117	15,108
自己株式	10,445	10,387
株主資本合計	18,585	18,632
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	696	950
繰延ヘッジ損益	0	10
為替換算調整勘定	25	62
退職給付に係る調整累計額	322	101
その他の包括利益累計額合計	399	921
純資産合計	18,984	19,553
負債純資産合計	70,048	65,056

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	52,252	47,382
売上原価	44,408	39,587
売上総利益	7,843	7,795
販売費及び一般管理費	7,739	7,698
営業利益	104	96
営業外収益		
受取利息	3	7
受取配当金	33	40
負ののれん償却額	0	-
為替差益	4	11
その他	30	63
営業外収益合計	71	122
営業外費用		
支払利息	90	71
支払手数料	52	-
その他	33	30
営業外費用合計	176	102
経常利益	0	116
特別利益		
固定資産売却益	-	36
投資有価証券売却益	34	0
事業譲渡益	-	16
退職給付制度終了益	-	123
特別利益合計	34	177
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別退職金	21	33
事務所移転費用	0	-
特別損失合計	21	33
税金等調整前四半期純利益	13	260
法人税等	33	147
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	19	112
四半期純利益又は四半期純損失()	19	112

(四半期連結包括利益計算書)
(第2四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	19	112
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	152	253
繰延ヘッジ損益	1	9
為替換算調整勘定	23	36
退職給付に係る調整額	-	220
その他の包括利益合計	174	521
四半期包括利益	154	633
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	154	633
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	13	260
減価償却費	419	498
有形固定資産除却損	0	0
のれん償却額	46	46
負ののれん償却額	0	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	0
賞与引当金の増減額(は減少)	54	83
退職給付引当金の増減額(は減少)	346	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	117
受注損失引当金の増減額(は減少)	107	70
受取利息及び受取配当金	36	47
支払利息	90	71
為替差損益(は益)	-	7
固定資産売却損益(は益)	-	36
投資有価証券売却損益(は益)	34	0
その他の営業外損益(は益)	65	38
売上債権の増減額(は増加)	6,243	6,530
たな卸資産の増減額(は増加)	22	777
その他の資産の増減額(は増加)	313	333
仕入債務の増減額(は減少)	507	5,002
未払消費税等の増減額(は減少)	96	21
その他の負債の増減額(は減少)	8	514
小計	5,066	1,760
利息及び配当金の受取額	36	47
利息の支払額	90	71
その他の収入	36	73
その他の支出	83	15
特別退職金の支払額	21	74
法人税等の支払額	315	1,095
法人税等の還付額	46	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,456	632

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	0
定期預金の払戻による収入	-	1
有形固定資産の取得による支出	571	656
有形固定資産の売却による収入	861	901
投資有価証券の取得による支出	121	23
投資有価証券の売却による収入	106	1
無形固定資産の取得による支出	74	92
貸付けによる支出	1	1
貸付金の回収による収入	11	1
その他	43	70
投資活動によるキャッシュ・フロー	254	203
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	29	82
短期借入金の返済による支出	3,080	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	299	358
長期借入れによる収入	6,300	-
長期借入金の返済による支出	2,048	48
自己株式の取得による支出	1	2
自己株式の処分による収入	59	38
配当金の支払額	47	96
財務活動によるキャッシュ・フロー	913	384
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	41
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,267	493
現金及び現金同等物の期首残高	16,784	13,016
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,516	13,509

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	情報ネットワー クソリューション サービス	電子デバイス	計				
売上高							
外部顧客への売上高	39,893	11,569	51,463	788	52,252	-	52,252
セグメント間の内部 売上高又は振替高	26	151	178	157	336	336	-
計	39,920	11,721	51,641	946	52,588	336	52,252
セグメント利益又は 損失()	56	92	148	50	98	6	104

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器の販売施工や環境装置、計測制御機器の販売及び人材派遣業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	情報ネットワー クソリューション サービス	電子デバイス	計				
売上高							
外部顧客への売上高	34,348	12,300	46,648	733	47,382	-	47,382
セグメント間の内部 売上高又は振替高	26	181	208	39	248	248	-
計	34,374	12,482	46,857	773	47,630	248	47,382
セグメント利益又は 損失()	71	197	125	34	91	4	96

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器の販売施工や環境装置、計測制御機器の販売及び人材派遣業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第74期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第75期第1四半期)	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年8月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大矢 昇太

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、都築電気株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、都築電気株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、都築電気株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大矢 昇太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、都築電気株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 4日

都築電気株式会社

取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大矢 昇太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、都築電気株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日を持って終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

注2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。